

【業務規程】

米穀の売買取引に係る業務規程

平成16年4月1日	制定
同 16年7月5日	一部改正
同 17年4月1日	一部改正
同 17年6月16日	一部改正
同 17年7月21日	一部改正
同 18年3月27日	一部改正
同 18年7月4日	一部改正
同 19年3月23日	一部改正
同 19年6月19日	一部改正
同 20年7月1日	一部改正
同 21年6月25日	一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規程は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「法」という。）第20条第1項及び寄附行為第37条第1項の規定に基づき、寄附行為第23条第1号の基本方針を踏まえ、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号。以下「規則」という。）第13条に規定する事項等について定めることにより、米穀の需給動向及び品質評価を適確に反映した価格形成を図るとともに、米穀の売買の取引の指標となる価格を明らかにし、もってその円滑な取引に資することを目的とする。

(価格形成施設を開設する場所及び期日)

第2条 規則第13条第1項第1号に規定する価格形成施設（以下「取引場」という。）を開設する地は、東京都文京区湯島三丁目26番11号とする。
2 同項第2号に規定する施設を開設する期日は、売買取引を実施する期

(業務細則)

米穀の売買取引に係る業務細則

平成16年4月1日	制定
同 16年7月5日	一部改正
同 17年7月21日	一部改正
同 18年7月4日	一部改正
同 19年3月23日	一部改正
同 19年6月19日	一部改正
同 20年9月3日	一部改正
同 21年6月25日	一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務細則は、本法人（以下「センター」という。）が開設する米穀の売買取引のための価格形成施設（以下「取引場」という。）における売買取引に関し、米穀の売買取引に係る業務規程（以下「規程」という。）の実施に必要な事項を定める。

日とする。

(売買取引を行うことができない者)

第3条 規則第13条第1項第3号に規定する売買取引を行うことができない者は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第47条に規定する米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者にあつては、同条に規定する届出を行っていない者
- (2) 米穀の買入れ又は売渡しの業務を適確に遂行するに足る資力信用又は必要な米穀の取扱実績を有しない者として米穀の売買取引に係る業務細則（以下「業務細則」という。）で定める者
- (3) 法その他米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 第4条の登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

(売買取引を行う者の登録)

第4条 前条に規定する売買取引を行うことができない者以外の者は、業務細則で定めるところにより、米穀の買受けを行う者又は売渡しを行う者の別に、本法人（以下「センター」という。）の登録を受けて、米穀の買受け又は売渡しを行うことができる。

(業務を適確に遂行するに足る資力信用要件を有しない者)

第2条 規程第3条第2号の業務を適確に遂行するに足る資力信用要件を有しない者は、法人にあつては、基準日（新たに登録を受けようとする場合にあつては登録の申請をした日をいい、登録を更新しようとする場合にあつては第5条第2項の登録更新の日をいう。第3条及び第4条において同じ。）から起算して過去3年の決算が連続して債務超過となっている者とし、個人にあつては、センター会長が定める様式（以下「様式」という。）第3号における最近の財産状態を明らかにする書面の正味財産高が、負の値になっている者とする。ただし、食糧法に基づき農林水産大臣に指定された米穀安定供給確保支援機構から保証を受けている者その他資力信用を有するとセンターが認める者については、この限りでない。

(業務を適確に遂行するために必要な米穀の取扱実績を有しない者)

第3条 規程第3条第2号の業務を適確に遂行するために必要な米穀の取扱実績を有しない者は、基準日から起算して過去1年間、10トン以上の米穀の取扱実績を有しない者とする。

(登録申請)

第4条 規程第4条第1項の登録を受けようとする者は、様式第1号又は第2号の申請書及び次の表に掲げる添付書類を、それぞれセンターに提出しなければならない。

【業務規程】

- 2 前項の登録を受けて米穀の買受けを行う協同組合又は協同組合連合会に委託をして米穀の買受けを行う者は、センターの登録を受けることはできない。
- 3 第38条の規定による処分を受けた者が第1項の登録を受けようとするときは、センターは、第40条に規定する取引監視委員会(以下単に「取引監視委員会」という。)の議決を経て、当該登録に当たって制限又は条件を付することができる。

(業務細則)

	法人の場合	個人の場合
(1)	定款又は寄附行為及び登記事項証明書	住民税納税通知書の写し
(2)	基準日から起算して過去3年における貸借対照表及び損益計算書	様式第3号の最近の財産状態を明らかにする書面
(3)	様式第4号の売り手・買い手双方における役職員の兼任届	

- 2 前項の規定にかかわらず、センターは、当該登録を受けようとする者が登録を更新しようとする場合又は規程第4条に基づき売り手又は買い手の登録を受けている場合において、既にセンターに提出している前項第1号及び第2号の書類の提出を省略させることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、登録の手続き等に関し必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

(登録及び通知)

第5条 センターは、前条第1項の申請に基づき規程第4条第1項の登録を適当と認めた場合には、次に掲げる事項を登録簿に記載し、これをセンターの事務所に備えるものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 登録の年月日
- (3) 名称
- (4) 規程第4条第2項の共同購入の委託をしている者の名称

- 2 登録の有効期間は、規程第4条第1項の登録を受けた日から起算して4年を経過した日以後最初の4月1日までとする。ただし、売り手又は

買い手として登録済みの者が買い手又は売り手として追加登録を受けようとする場合には、登録済みの資格の有効期間までとする。

- 3 センターは、規程第4条第1項の登録を行った場合は、様式第5号又は第6号の登録通知書を当該登録を受けた者に送付する。
- 4 売り手又は買い手は、名称、代表者氏名、住所又は売り手・買い手双方における役職員の兼任状況に変更があった場合には、様式第7号又は第4号により、速やかにセンターに変更内容を届け出るものとする。
- 5 センターは、前項の申出を受け登録内容の変更を行った場合は、様式第8号の登録内容変更通知書を当該申出者に送付する。

(登録の取下げ及び通知)

- 第6条 規程第4条第1項の登録を受けた者が当該登録を取り下げる場合には、センターに様式第5号又は第6号の登録通知書を返却し、様式第9号の登録取下げ申出書により申し出るものとする。
- 2 センターは、前項の申出に基づき登録の抹消を行った場合は、様式第10号の登録抹消通知書を当該申出者に送付する。

(売買取引の種類)

第5条 売買取引の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年産、産地品種銘柄、地域、受渡時期、包装その他の取引条件を付して、入札の方法による実物取引(以下「入札取引」という。)により定期的を実施する取引(以下「定期注文取引」という。)
- (2) 日々の需給変動に対応して、インターネットを用いて日常的に実施する取引(以下「日常的取引」という。)

(売り手と買い手が特別な関係にある場合の売買取引の制限)

第6条 第4条第1項の登録を受けて米穀の売渡しを行う者(以下「売り

【業務規程】

手」という。)と同項の登録を受けて米穀の買受けを行う者(以下「買い手」という。)が次に掲げる場合(第3号に掲げる場合にあつては当該出荷を行う契約を締結している米穀を取引する場合に限る。)にあつては、センターにおける売買取引は成立しない。

- (1) 当該買い手と当該売り手が同一人である場合
- (2) 当該買い手の役員が当該売り手の米穀の売買取引に係る業務を担当する役員又は職員を兼務しており、かつ、当該売り手が当該買い手の議決権を所有している場合
- (3) 当該買い手と当該売り手との間で、出荷を行う契約を締結している場合
- (4) 当該買い手を含む複数の買い手を当該売り手が子会社(当該売り手がその総株主の議決権の過半数を有する会社をいう。)として所有している場合

第2章 売買取引

第1節 定期注文取引

(売買取引対象米穀)

第7条 定期注文取引の売買取引の対象となる米穀は、売り手又は買い手の申出によるものとする。

(実施期日)

第8条 定期注文取引は、原則として、隔週水曜日に実施するものとし、詳細はセンターが別に定める。

(業務細則)

第2章 売買取引

第1節 定期注文取引

(取引の種類)

第9条 定期注文取引は、次に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 売り手が条件を付して売渡しの申出を行い、買い手が当該申出に対して買入れの申込みを行う取引（以下「売り注文取引」という。）
- (2) 買い手が条件を付して買入れの申出を行い、売り手が当該申出に対して売渡しの申込みを行う取引（以下「買い注文取引」という。）

(上場数量の申出)

第10条 前条に規定する取引を行おうとする場合において、売り手又は買い手は業務細則で定めるところにより、年産、産地品種銘柄、地域、受渡時期、包装その他の取引条件を明らかにして上場数量をセンターに申し出るものとする。

2 前項の上場数量は、第15条に規定する申込口数の単位の整数倍とする。

(上場数量の通知)

第11条 センターは、前条第1項の上場数量の申出があったときは、業務細則で定めるところにより、売り注文取引にあつては買い手、買い注文取引にあつては売り手に通知する。

(入札)

第12条 買い手又は売り手は、上場された米穀の取引条件別に区分して業務細則で定めるところにより入札を行う。

2 買い手又は売り手は、一の売り手又は買い手に係る取引条件別の区分ごとにそれぞれ1札の入札をすることができる。

(上場数量の申出)

第7条 規程第10条第1項の上場数量の申出については、売り注文取引にあつては様式第11号、買い注文取引にあつては様式第12号により定期注文取引実施期日の3営業日前の正午までに電子メールにより行うものとし、匿名での上場を認めるものとする。

(上場数量の通知)

第8条 規程第11条の上場数量の通知は、定期注文取引実施期日の2営業日前の正午までに電子メールにより行う。

(入札)

第9条 規程第12条第1項の入札をしようとする者は、センターが定期注文取引実施期日ごとに、売り注文取引にあつてはセンターのホームページに掲示する様式第17号、買い注文取引にあつては電子メールにより送信する様式第18号の入札書に、名称（個人にあつては氏名）、代表者氏名、申込価格、申込口数を明示して、センターで定める日時までに、売

り注文取引にあつてはウェブ入札取引システム、買い注文取引にあつては電子メールによりセンターに送信するものとする。

(申込価格)

第13条 申込価格は次に掲げる方法に応じ、それぞれに定める価格とする。

(1) 売り注文取引 売り手がセンターに申し出た取引条件による受渡地渡し価格

(2) 買い注文取引 買い手がセンターに申し出た取引条件による受渡地渡し価格

2 前項の申込価格は、取引条件別に区分された玄米60キログラム当たりの米穀の価格とし、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）並びに売り注文取引にあつては、包装代（フレコン使用料を含む。以下同じ。）を含まない価格とする。

(落札下限価格等の申出及び通知)

第14条 売り注文取引において、売り手は、その売り手の上場に係る米穀につき、業務細則で定めるところにより、落札決定に際して、落札価格の下限となる価格（以下「落札下限価格」という。）をセンターに申し出ることができる。

2 買い注文取引において、買い手は、その買い手の申出に係る米穀につき、業務細則で定めるところにより、落札決定に際して、落札価格の上限となる価格（以下「落札上限価格」という。）をセンターに申し出ることができる。

3 センターは、買い手から前項の申出があったときは、業務細則で定めるところにより、売り手に通知する。

(落札下限価格等の申出及び通知)

第10条 規程第14条第1項及び第2項の落札下限価格等の申出は、定期注文取引実施期日の3営業日前の正午までに様式第11号又は第12号により電子メールにて行うものとする。

2 規程第14条第3項の落札上限価格の通知は、センターが定期注文取引実施期日の2営業日前の正午までに売り手に電子メールにより行う。

(申込口数の単位)

第15条 定期注文取引における申込みに係る1口の単位は、センターが、業務細則で定めるところにより、売り手又は買い手から運送等の実態を踏まえた単位の申出を受け、買い手又は売り手に通知する。

(落札の決定等)

第16条 売り注文取引において、売り手が落札下限価格を申し出ている場合は、センターは、各申込みのうち申込価格の高いものから落札下限価格まで順次落札する。

2 売り注文取引において、売り手が落札下限価格を申し出していない米穀については、センターは、各申込みのうち申込価格の高いものから順次落札する。

3 買い注文取引において、買い手が落札上限価格を申し出ている場合は、センターは、各申込みのうち申込価格の低いものから落札上限価格まで順次落札する。

4 買い注文取引において、買い手が落札上限価格を申し出していない場合は、センターは、各申込みのうち申込価格の低いものから順次落札する。

5 第1項及び第2項の場合において、売り注文取引における最後の順位の最も低い価格の買い手申込者が落札できる数量は、決定される落札数量から既に落札した数量を控除した数量の範囲内とし、当該申込者が複数の場合にあっては、それぞれの申込数量の割合に応じて落札数量を決定する。ただし、これにより得られる数量において端数が生じる場合は、業務細則で定めるところにより調整して決定する。

6 第3項及び第4項の場合において、買い注文取引における最後の順位の最も高い価格の売り手申込者が落札できる数量は、決定される落札数

(申込口数の単位)

第11条 規程第15条の申込みに係る1口の単位の申出は、様式第11号又は第12号により電子メールにて行うものとする。

(落札の決定等)

第12条 規程第16条第5項ただし書及び第6項ただし書の端数が生じた場合には、当該端数の大きい申込者から順次落札を決定する。

2 前項の場合において、最後の順位の申込者に係る端数が同一であるため、上場数量の全部又は一部について落札が決定できないときは、電子計算機において当該端数が同一の申込者の中から無作為に落札者を抽出し、決定する。

【業務規程】

量から既に落札した数量を控除した数量の範囲内とし、当該申込者が複数の場合にあつては、それぞれの申込数量の割合に応じて落札数量を決定する。ただし、これにより得られる数量において口の単位に満たない端数（以下「端数」という。）が生じる場合は、業務細則で定めるところにより調整して決定する。

- 7 センターは、業務細則で定めるところにより、前各項の規定により落札された米穀について、売り注文取引にあつては売り手に落札加重平均価格及び落札数量を、買い手に落札価格及び落札数量を、買い注文取引にあつては買い手及び売り手に落札価格及び落札数量を通知する。この場合において、通知を受けた者は当該落札に係る米穀の受渡しを行うために必要な者以外の者に通知の内容を知らせてはならない。
- 8 センターは、売り注文取引において落札されなかった入札の申込価格別の申込数量を実施期日の翌日以降売り手に通知する。

(売買契約の締結)

第17条 前条第7項の通知を受けた売り手及び買い手は、速やかに当該通知に係る米穀の売買契約を締結する。

- 2 前項の売買契約における売買価格は、落札した価格について、予め売り手から申出があつた取引条件に応じて、地域間格差（同一都道府県内における一の産地品種銘柄の米穀の生産された地域による評価額の差をいう。）、等級間格差及び運賃表又は運賃加減表による金額等を加減し、並びに包装代及び買い手が拠出する第47条第1項の落札数量に応じた拠出金並びに消費税を加えた価格とする。

(入札結果の公表)

第18条 センターは、定期注文取引の終了後、速やかに、当該入札取引の

(業務細則)

- 3 規程第16条第7項の通知は、売り注文取引にあつては、売り手には様式第19号、買い手には様式第20号、買い注文取引にあつては、買い手には様式第21号、売り手には様式第22号により行う。

(入札結果の公表の方法)

第13条 規程第18条第1項の入札結果の公表は、センターのホームページ

【業務規程】

実施期日における取引区分ごとの落札加重平均価格、上場数量及び落札数量その他会長が必要と認める事項を売り手及び買い手に通知するとともに、これを公表する。ただし、センターは、公表を行うことにより、当該取引内容が取引当事者以外の者に明らかになり、円滑な取引に支障が生じると予見される場合には、取引監視委員会の議決を経て、公表の方法について別に取り決めることとする。

2 前項の落札加重平均価格は、当該入札取引の実施期日における取引区分ごとの落札価格を落札数量により加重平均した価格に、包装代、第47条第1項の落札数量に応じた抛出金及び消費税を加えた価格とする。

第2節 日常的取引

(売買取引対象米穀)

第19条 日常的取引の売買取引の対象となる米穀は、売り手又は買い手の申出によるものとする。

(実施期日)

第20条 日常的取引は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日等を除き、原則として毎日実施するものとし、詳細はセンターが別に定める。

(取引の種類)

第21条 日常的取引は、業務細則で定めるところにより、次に掲げる方法で行うものとする。

- (1) 売り手（第4条第1項の規定に基づき買い手登録した者を含む。以下同じ。）が条件を付して売渡しの申出を行い、買い手が当該申出

(業務細則)

に掲載することにより行う。

第2節 日常的取引

(取引の種類)

第14条 規程第21条の売り注文及び買い注文は次に掲げる方式により行うものとする。

(取引の種類)

第14条 規程第21条の売り注文及び買い注文は次に掲げる方式により行うものとする。

(取引の種類)

第14条 規程第21条の売り注文及び買い注文は次に掲げる方式により行うものとする。

- (1) 売り手が定価で販売を申し出る又は買い手が定価で購入を申し出る方式（以下「定価方式」という。）

【業務規程】

に対して買入れの申込みを行う方法（以下「売り注文」という。）

- (2) 買い手が条件を付して買入れの申出を行い、売り手が当該申出に対して売渡しの申込みを行う方法（以下「買い注文」という。）

(上場数量の申出)

第22条 前条に規定する取引を行おうとする場合において、売り手又は買い手が上場数量の申出を行おうとするときは、第26条で定める申込口数の単位の整数倍の数量を、業務細則で定めるところにより、取引条件を付して、センターに申し出るものとする。

(上場数量の通知)

第23条 センターは、前条で定める上場数量の申出があったときは、業務細則で定めるところにより、売り注文にあつては買い手に、買い注文にあつては売り手に通知する。

(申込価格)

第24条 申込価格は、次に掲げる方法に応じ、それぞれに定める価格とする。

- (1) 売り注文 売り手がセンターに申し出た取引条件による受渡地渡し価格
(2) 買い注文 買い手がセンターに申し出た取引条件による受渡地渡し価格

2 前項の申込価格は、取引条件別に区分された玄米60キログラム当たりの米穀の価格とし、消費税を含まない価格とする。

(落札下限価格等の申出及び通知)

(業務細則)

(2) 入札により行う方式（以下「入札方式」という。）

- (3) 売り手及び買い手がセンターを経由して交渉し取引する方式（以下「センター取次方式」という。）

(上場数量の申出)

第15条 規程第22条の上場数量の申出については、売り注文にあつては様式第23号、買い注文にあつては様式第24号により電子メールにより行うものとし、匿名での上場を認めるものとする。

(上場数量の通知)

第16条 規程第23条の上場数量の通知は、売り注文にあつては様式第25号、買い注文にあつては様式第26号により電子メールにより行う。

(落札下限価格等の申出及び通知)

(第2節 日常的取引)

【業務規程】

第25条 売り手は、その上場に係る米穀につき、業務細則で定めるところにより、落札下限価格をセンターに申し出ることができる。

2 買い手は、その申出に係る米穀につき、業務細則で定めるところにより、落札決定に際して、落札上限価格をセンターに申し出ることができる。

3 センターは、売り手又は買い手から前2項の申出があったときは、業務細則で定めるところにより、買い手又は売り手に通知する。

(申込口数の単位)

第26条 申込みに係る1口の単位は30キログラムの整数倍とする。

(取引の実施及び成立)

第27条 センターは、第21条の取引の種類ごとに、業務細則で定めるところにより、取引を実施し、成立させるものとする。

(業務細則)

第17条 規程第25条第1項及び第2項の落札下限価格等の申出は、第16条の上場数量とともに様式第23号又は第24号により電子メールにて行うものとする。

2 規程第25条第3項の落札下限価格等の通知は、センターが売り注文にあっては買い手に、買い注文にあっては売り手に、それぞれ様式第25号又は第26号により電子メールにより行う。

(取引の実施)

第18条 規程第27条の取引の実施は、次の表の左欄に掲げる方式につき右欄に掲げるところにより行うものとする。

(1) 売り注文

定価販売方式	買い手は、センターから通知を受けた様式第25号により電子メールにて購入の申込を行うものとする。
入札方式	
センター取次方式	買い手は、センターから通知を受けた様式第25号により、センターに購入希望の申出を行い、売り手、買い手はセンターを経由して取引条件の交渉を行うものとする。

(2) 買い注文

定価購入方式	売り手は、センターから通知を受けた様式第26
--------	------------------------

【業務規程】

(業務細則)

	号により電子メールにて販売の申込を行うものとする。
入札方式	
センター取次方式	売り手は、センターから通知を受けた様式第26号によりセンターに販売希望の申出を行い、売り手、買い手はセンターを経由して取引条件の交渉を行うものとする。

(取引の成立)

第19条 規程第27条の取引の成立は、次の表の左欄に掲げる方式につき右欄に掲げるところにより行う。

(1) 売り注文

定価販売方式	センターは、買い手からの申込の早い順に成立させる。
入札方式	センターは、買い手からの申込価格（落札下限価格の申出があったときはその価格まで）の高い順に成立させるものとし、最後の順位の価格の申込者が複数のときは、それぞれの申込数量の割合に応じて落札数量を決定する。
センター取次方式	センターは、売り手及び買い手が合意した取引条件に基づき成立させる。

(2) 買い注文

定価購入方式	センターは、売り手からの申込の早い順に成立させる。
--------	---------------------------

【業務規程】

(業務細則)

入札方式	センターは、売り手からの申込価格（落札上限価格の申出があったときはその価格まで）の低い順に成立させるものとし、最後の順位の価格の申込者が複数のときは、それぞれの申込数量の割合に応じて落札数量を決定する。
センター取次方式	センターは、売り手及び買い手が合意した取引条件に基づき成立させる。

(取引成立の通知)

第28条 センターは、前条の規定により取引が成立したときは、業務細則で定めるところにより、当該取引に係る売り手及び買い手にその内容を通知する。

(取引成立の通知)

第20条 規程第28条の取引成立の通知は、売り注文にあっては売り手に対しては様式第27号、買い手に対しては様式第28号、買い注文にあっては買い手に対しては様式第27号、売り手に対しては様式第28号により、センターが電子メールにて行う。

(売買契約の締結)

第29条 前条の通知を受けた売り手及び買い手は、速やかに当該通知に係る米穀の売買契約を締結する。

2 前項の売買契約における売買価格は、落札した価格について、予め売り手から申出があった取引条件に応じて、地域間格差、等級間格差及び運賃表又は運賃加減表による金額等を加減し、並びに包装代及び買い手が拠出する第47条第1項の落札数量に応じた拠出金並びに消費税を加えた価格とする。

(取引結果の公表)

第30条 センターは、会長が別に定める取引分類別の産地品種銘柄ごとの落札加重平均価格及び売買契約数量を売り手及び買い手に通知すると

(取引結果の公表の方法)

第21条 規程第30条第1項の取引結果の公表は、センターのホームページに掲載することにより行う。

【業務規程】

ともに、これを公表する。ただし、センターは、公表を行うことにより、当該取引内容が取引当事者以外の者に明らかになり、円滑な取引に支障が生じると予見される場合には、取引監視委員会の議決を経て、公表の方法について別に取り決めることとする。

2 前項の落札加重平均価格は、取引分類別の米穀の取引価格を売買契約数量により加重平均した価格に、包装代、第47条第1項の落札数量に応じた拠出金及び消費税を加えた価格とする。

第3章 売買取引の決済

(代金決済の定義)

第31条 この業務規程において、センターにおける米穀の売買取引の決済に係る業務（他者のために行うものに限る。以下「代金決済」という。）は次に掲げる業務とする。

- (1) 買い手との個別売買契約に関する業務
- (2) 受注及び発注に関する業務
- (3) 買い手への代金の請求及び回収に関する業務
- (4) 買い手による確実な債務の弁済の実施の確認及び売り手への出荷の指図に関する業務
- (5) 前4号の業務に附帯する業務

(代金決済機関)

第32条 代金決済は、次に掲げる者が行うこととする。

- (1) センター
- (2) センターが運営委員会の議決を経て指定した代金決済を行う機関（以下「代金決済機関」という。）

(業務細則)

附 則

この業務細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成16年7月5日から施行する。

附 則

この業務細則は、平成17年7月21日から施行する。

附 則

この業務細則の変更は、平成18年7月4日から施行し、平成18年産米取引から適用する。

附 則

この業務細則の変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この業務細則の変更は、平成19年6月19日から施行する。ただし、改正後の細則は、平成19年産米取引から適用し、平成18年産米取引については、なお従前の例による。

附 則

この業務細則の変更は、平成20年9月3日から施行する。

附 則

【業務規程】

- 2 センターは、売り手となることができる者を直接又は間接の構成員として有する者を前項の代金決済機関として指定する場合には、センターにおける総落札数量の10%を超えない範囲で行う者に限る。

(代金決済手数料)

第33条 センターにおける米穀の売買取引のうち、センターが代金決済を行うものについては、売り手は、代金決済手数料として、落札数量60kg当たり5円(消費税込み)をセンターに納めるものとする。

- 2 センターは、売り手が前項の納入を拒んだときは、当該売り手の売買取引への参加の制限又は第4条の登録の取消しを行うことができる。
- 3 前項に規定するもののほか、第1項の規定の適用に関し必要な事項については、会長が別に定める。

(代金決済機関の秘密保持義務)

第34条 代金決済機関の役員若しくは従業員又はこれらの職にあった者は、代金決済の履行に当たって知ることができる秘密を漏らしてはならない。ただし、買い手の代金支払能力に支障が生じ又は生じるおそれがある、センターの指定する者からの書面での要請により、代金決済機関が当該買い手の落札価格及び数量をセンターが適当と認める者に示す場合においては、この限りでない。

(報告及び調査)

第35条 代金決済機関は、センターが要請した場合は、代金決済に係る業務運営の状況について、文書により報告しなければならない。

- 2 センターは、代金決済に係る業務運営の状況を把握するため、代金決済機関に、立入調査を行うことができる。

(業務細則)

この業務細則の変更は、平成21年6月25日から施行する。
ただし、変更後の細則は、平成21年産米取引から適用し、平成20年産米取引については、なお従前の例による。

【業務規程】

(改善指導)

第36条 センターは、代金決済に係る業務運営に関し、改善の必要があるときは、代金決済機関に改善指導を行うものとする。

2 センターは、代金決済機関が前項の指導に従わないと認めるときは、運営委員会の議決を経て、第32条の指定を取り消すことができる。

第4章 公正な取引確保のための措置

(売買取引における不公正な行為)

第37条 売り手若しくは買い手が、売買取引において、公正な価格形成を妨げる若しくは妨げるおそれがある次に掲げる行為（以下「不公正な行為」という。）を行った、又は行ったおそれがあるときは、取引監視委員会は、当該売り手若しくは買い手に対し説明、資料の提出又は現地調査の受入れを求めることができる。

(1) 価格又は数量に関し不公正と判断される以下の行為

- ① 売り手が買い手の申込価格又は申込数量を制限する行為
- ② 買い手が他の買い手と共同して申込価格の決定を行う行為
- ③ 売り手が共同して落札下限価格を決定する行為
- ④ 売り手がセンター以外の者に落札下限価格を知らせる行為
- ⑤ 売り手が買い手に対し、第三者への転売又は買戻しを条件として入札を働きかける行為

(2) 米穀の買受け又は受渡しに際して不公正と判断される以下の行為

- ① 取引が成立した米穀の買受けを確実に行わない又は確実に行わなくなるおそれがある行為
- ② 取引が成立されたにもかかわらず、売買契約の締結を拒否し又

【業務規程】

は引渡しを拒否する行為

③ 取引が成立した米穀の受渡しを期限内に行わない行為

(3) 売り手若しくは買い手の取引が、差別的取引であると認められ、かつ特定の競争者の排除、又は特定の取引相手の事業活動の妨害等不当性があると認められる行為

(4) 売り手が買い手に対し、割戻しその他特別な利益の提供（以下「利益の提供等」という。）を条件として入札等を働きかける行為若しくは入札を根拠に利益の提供等をする行為、又は買い手が売り手に対し、入札等の実施に当たり、利益の提供等を要求する行為

(5) 売り手又は買い手が、売買取引に関してセンターに提出する書類に虚偽の記載をする行為

(6) その他取引監視委員会において不公正な取引と認められる行為

2 第46条第1項で定める取引監視委員会事務局（以下「取引監視委員会事務局」という。）は、取引監視委員会の審議に資するため、取引の都度、必要に応じ、売り手又は買い手から事情を聴取すること及び特定の売り手又は買い手に対し、一定期間取引を特に監視する旨を通知することができる。

3 取引監視委員会事務局は、前項の聴取の結果を取引監視委員会に報告するものとする。

(売買取引への参加の制限等)

第38条 前条第1項の規定による説明、資料の提出又は現地調査により、売り手又は買い手が不公正な行為を行ったことが明らかになったときは、センターは当該売り手又は買い手に弁明する機会を与えた上で取引監視委員会の議決を経て、警告し、当該売り手若しくは買い手の売買取引への参加を制限し、又は第4条の登録を取り消すことができる。

【業務規程】

- 2 センターは、前項の売買取引への参加の制限若しくは登録の取消しを行うときは、併せて当該行為を行った者及び事実関係について公表することができる。
- 3 センターは、不公正な行為を行った、又は行ったおそれがある売り手若しくは買い手が、前条第1項の規定による説明、資料の提出又は現地調査の受入れを拒んだときは、当該売り手若しくは買い手に弁明する機会を与えた上で、取引監視委員会の議決を経て、当該売り手若しくは買い手の売買取引への参加を制限し、又は第4条の登録を取り消すことができる。

(農林水産大臣への報告)

第39条 センターは、前条の規定による売買取引への参加の制限、又は登録の取消しを行ったときは、速やかに農林水産大臣に報告するものとする。

第5章 取引監視委員会

(取引監視委員会の設置)

- 第40条 センターに、7人以上13人以内で構成する取引監視委員会を置く。
- 2 取引監視委員会は、この業務規程で定めるところにより、センターにおける売買取引の監視等を行うとともに、公正な米穀の売買取引の確保に資するため、センターに意見を述べることができる。
 - 3 取引監視委員会は、毎月1回開催し前月の取引状況について審議する。

【業務規程】

- 4 前項の規定にかかわらず、取引監視委員会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 5 取引監視委員会の議長は、取引監視委員長がこれに当たる。
- 6 取引監視委員会は、取引監視委員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、毎月開催する取引監視委員会にあっては、取引監視委員の3人以上の出席をもって開催することができる。
- 7 この業務規程において取引監視委員会の議決を経るものとされている事項は、出席している取引監視委員の過半数の承認により、取引監視委員会の議決とする。

(組織)

- 第41条 取引監視委員は、運営委員会において、運営委員又はセンター会長が指名する者（売り手又は買い手と直接又は間接の利害関係のない者に限る。）のうちから選任する。
- 2 取引監視委員のうちから、取引監視委員長1人を互選する。
 - 3 取引監視委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

- 第42条 取引監視委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員による取引監視委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第43条 取引監視委員は、任期満了又は辞任の後においても、その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

【業務規程】

(身分保障)

第44条 取引監視委員は、次に掲げる場合を除いては、在任中、その意に反して解任されない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人となったとき、又は破産の宣告を受けたとき
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき
- (3) 運営委員会により、心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他取引監視委員たるに適しない非行があると認められたとき

(秘密保持)

第45条 取引監視委員又はこれらの職にあった者は、その職務に関し知ることができた秘密を漏らしてはならない。

2 センターは、取引監視委員が前項の規定に違反したと認めるときは、前条の規定にかかわらず、運営委員会の議決を経て、当該取引監視委員を解任することができる。この場合には、センターは、その取引監視委員に対してあらかじめ通知し、かつ、運営委員会の議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(事務局)

第46条 取引監視委員会に事務局を置く。

2 前項で定める事務局に、取引監視委員長がセンター会長の同意を経て、センター役職員のうちから指名した者（以下「事務局員」という。）を置く。

【業務規程】

第6章 雑則

(運営拠出金)

第47条 売り手及び買い手はそれぞれ、センターの運営に要する経費として、別表第1に掲げる落札数量区分に応じ、それぞれ定める年度会費を納め、かつ、別表第2に掲げる落札数量区分に応じ、それぞれ定める落札数量に応じた拠出金（以下「落札数量に応じた拠出金」という。）を拠出するものとする。

- 2 センターにおける各取引の売買契約には、買い手が売り手を通じて前項の落札数量に応じた拠出金の拠出を行う旨を規定するものとする。
- 3 センターは、売り手又は買い手が第1項の納入又は拠出を拒んだときは、当該売り手又は買い手の売買取引への参加の制限又は第4条の登録の取り消しを行うことができる。
- 4 前項に規定するもののほか、第1項の規定の適用に関して必要な事項については、会長が別に定める。

(紛争等の解決)

第48条 売買取引に関し、売り手及び買い手の間に疑義又は紛争が生じた場合は、当該売り手及び買い手は誠意をもってその解決を図るものとし、センターは取引の円滑な運営を図る観点から所要の支援に努めるものとする。

(適正な価格形成のための調整)

第49条 センターは、価格の著しい上昇や低下の回避その他適正な価格形成を行う上で必要と認める場合は、取引監視委員会の議決を経て落札下限価格の引下げ勧告を、又は運営委員会の議決を経て、売買取引の制限

【業務規程】

若しくは停止、売買取引の実施期日の調整その他の措置を講ずることができるものとする。

(業務細則)

第50条 本業務規程の実施に必要な書類の様式その他本業務規程の実施に必要な事項については、業務細則で定める。

(通知等の期限の特例等)

第51条 センターは、次に掲げる事項について、米穀の適正かつ円滑な価格形成を図る上で支障がない範囲内で、運営委員会の議決を経て、特例を設け、又は必要な事項を定めることができる。ただし、第3号及び第4号に掲げる事項については、運営委員会の議決を経ずに、特例を設け、又は必要な事項を定めることができる。

- (1) この業務規程で定める通知又は申出の期限その他売買取引の実施のための手続きに関する事項
- (2) この業務規程で定めのない事項（業務細則で定めのある事項及び第4号に掲げる事項を除く。）
- (3) 業務細則で定める申請書の提出期限その他売買取引の実施のための手続きに関する事項
- (4) この業務規程又は業務細則で定めのない事項であって、第3号に掲げる事項に類する軽微な事項

附 則

(施行日)

第1条 この業務規程は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

【業務規程】

(業務規程の廃止)

第2条 自主流通米の入札取引に係る業務規程（平成2年10月6日制定。）は、平成16年3月31日付けをもって廃止する。

(経過措置)

第3条 この業務規程の施行の際現に、廃止前の自主流通米の入札取引に係る業務規程第6条第1項の規定に基づき自主流通米の入札販売数量の年間及び期別の数量を申し出ている者は、第8条第1項に規定する年間及び基本取引の実施回別の計画数量の平成16年4月から10月までの分について申し出たものとみなす。

2 次に掲げる事項については、基本取引にあつては平成16年8月から平成17年10月までの入札販売数量に係る計画に基づく取引から、基本取引に準じる取引及び日常的取引にあつては平成16年8月以降の取引から適用するものとし、当該計画以前の計画に基づく基本取引又は平成16年7月以前の基本取引に準じる取引及び日常的取引については、なお従前の例による。

- (1) 第9条第2項の規定により定める地域区分別入札対象銘柄
- (2) 第12条の規定による前場及び後場の別の申出
- (3) 第15条の規定により定める等級間格差、運賃加減表、地域間格差及び包装代
- (4) 第16条の規定による希望価格の申出
- (5) 第18条の規定により定める申込口数の単位

附 則

この業務規程は、平成16年7月5日から施行する。

附則

【業務規程】

附 則

この業務規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この業務規程の改正は、平成17年6月16日から施行する。
- 2 改正後の第13条第2項第2号の規定（買い手の代表権を有する役員が売り手の代表者たる役職員を兼務している場合を除く。）については、平成17年産米入札取引から適用する。

附 則

この業務規程は、平成17年7月21日から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、平成18年3月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この業務規程の変更は、平成18年7月4日から施行し、平成18年産米取引から適用する。

附 則

- 1 この業務規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第92条第1項の落札数量に応じた払出金に係る規定については、平成19年産米取引から適用し、平成18年産米取引については、なお従前の例による。

附則

【業務規程】

附 則

この業務規程の改正は、平成19年6月19日から施行する。
ただし、改正後の規定は、平成19年産米取引から適用し、平成18年産米取引については、なお従前の例による。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可があった日（平成20年7月1日）から施行する。

附 則

この業務規程の変更は、農林水産大臣の認可があった日（平成21年6月25日）から施行する。
ただし、改正後の規定は、平成21年産米取引から適用し、平成20年産米取引については、なお従前の例による。

別表第1（第47条関係）

年度会費

落札数量区分	年度会費
5千t未満	5万円
5千t以上1万t未満	15万円
1万t以上	30万円

- (注) 1. 落札数量は、売り手又は買い手の前々年度以前の最近3か年度のセンターにおける落札数量の平均値とする。
2. 全国出荷団体(米穀の生産者又は出荷の事業を行う者が組織する団体を構成員とする全国を活動単位とする団体をいう。)が売り手として登録する場合にあっては、上場する産地ごとに算定し、その合計した額を年度会費とする。

別表第2（第47条関係）

落札数量に応じた拠出金

落札数量区分	落札数量に応じた拠出金 (60kg 当たり・消費税込み)
55 t 以下	20 円
55 t 超 110 t 以下	19 円
110 t 超	18 円

- (注) 1. 落札数量は、売り手又は買い手の実施期日ごと、取引及び産地品種銘柄ごと、形態ごとのセンターにおける落札数量とする。
2. 上記拠出金については、一旦落札数量60kg 当たり20円(消費税込み)をセンターに納めることとし、センターは会長が別に定める手続により、上記表に掲げる落札数量区分に応じ、それぞれ定める落札数量に応じた拠出金との差額を還付するものとする。